

# JIS

## ガス燃焼機器用手動ガスバルブ

JIS S 2150<sup>-1993</sup>

(2006 確認)

平成 5 年 11 月 1 日 制定

日本工業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

著作権法により無断での複製、転載等は禁止されております。

---

主 務 大 臣：通商産業大臣 制定：平成 5.11.1

官 報 公 示：平成 5.11.15

原案作成協力者：財団法人 日本ガス機器検査協会

審 議 部 会：日本工業標準調査会 家庭電器部会（部会長 正田 英介）

この規格についての意見又は質問は、工業技術院標準部消費生活規格課(☎100-8921 東京都千代田区霞が関 1 丁目3-1)へ連絡してください。

なお、日本工業規格は、工業標準化法第 15 条の規定によって、少なくとも 5 年を経過する日までに日本工業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

## ガス燃焼機器用手動ガスバルブ

S 2150-1993

Manually operated gas valves for gas appliances

- 1. 適用範囲** この規格は、ガス圧力が3.3 kPa {330 mmH<sub>2</sub>O} 以下の液化石油ガス<sup>(1)</sup>又は都市ガス<sup>(2)</sup>を使用する燃焼機器に用いるガス燃焼機器用手動ガスバルブ(以下、手動ガスバルブという。)で、外径35 mm以下の器具ガス導管が接続されるものについて規定する。

注<sup>(1)</sup> 液化石油ガスとは、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(昭和42年法律第149号)に基づく施行規則(昭和43年通商産業省令第14号)の“液化石油ガスの規格”に掲げるガスをいう。

注<sup>(2)</sup> 都市ガスとは、ガス事業法(昭和29年法律第51号)に基づくガス用品の検定等に関する省令(昭和46年通商産業省令第27号)に掲げるガスグループのガスをいう。

**備考1.** この規格の引用規格を、付表1に示す。

**2.** この規格の中で { } を付けて示してある単位及び数値は、従来単位によるもので、参考として併記したものである。

- 2. 種類** 手動ガスバルブの種類は、表1及び表2のとおり区分する。

表1 用途による区分

用途	区分の内容
器具栓用	器具栓として使用できるもの。
非器具栓用	器具栓として使用できないもの。

表2 開閉方式による区分

開閉方式	区分の内容
しゅう動式	栓(円柱状、球状、板状など)と本体のすり合わせによってガス通路を開閉するもの。
弁式	弁と弁座の密着、開放によってガス通路を開閉するもの。

**3. 性能**

- 3.1 手動ガスバルブの性能** 手動ガスバルブの性能は、7.によって試験したとき、表3の規定に適合しなければならない。